



【農業者の皆さまへ】申請をお忘れではありませんか？

農業者・漁業者物価高騰対策助成事業の申請の期限は、8月31日（月）までです。

対象となる方で、まだ申請がお済みでない場合は期限までに申請をお願いします。

※漁業者の皆さまについては、余市郡漁業協同組合を通じて、対象者全員の申請が完了しています。

対象者：令和8年1月1日を基準日として余市町内に住所または経営耕地を所有する農業を営む個人事業主で、
申請日以降も営農継続する意思のある方
(法人は、経営耕地と主たる事業所が余市町内にすること)

支給額：支給対象者1人につき50,000円

申請期限：8月31日（月） **申請書：**町ホームページからダウンロード

提出先（持参・郵送）：余市町農業協同組合

(〒046-0003 黒川町5丁目22番地) ☎23-3121

ホームページ



問合せ 農林水産課 農政振興係 ☎21-2123



令和8年度 農業用廃プラスチック回収

余市町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会では、農業用廃プラスチックのリサイクルを基本とした適正処理を推進するため、回収活動を実施します。

日 時：8月18日（火）8:30～11:30

19日（水）8:30～11:00

場 所：JAよいち集出荷場 構内（黒川町18丁目13番地）

処理経費等：重量を2回計測（積載状態と車両のみ）し、料金を算定します。

処理経費は排出農業者の負担となります。

支払方法については、搬入の際に担当者へ申告ください。

その他：搬入の際は梱包や運搬について留意事項がありますので、町ホームページでご確認ください。

ホームページ



問合せ 余市町農業協同組合 ☎23-3121



介護保険施設等に入所する一部の方の 食費・居住費の変更

ホームページ



介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が令和7年度の年金額改定に伴い8月1日（土）から変わります。

負担限度額 (負担いただく日額)		基準費用額	第3段階 ①		第3段階 ②	
			7月まで	8月から	7月まで	8月から
食費 【ショートステイの場合】		1,545円	650円 【1,000円】	680円 【1,030円】	1,360円 【1,300円】	1,420円 【1,360円】
居住費	多床室	特養等			430円	530円
		老健・医療院（注）			430円	530円
	従来型個室	特養等			880円	980円
		老健・医療院等			1,370円	1,470円
	ユニット型個室的多床室				1,370円	1,470円
	ユニット型個室				1,370円	1,470円

（注）「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保険施設、または「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る）が対象

※介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、申請により低所得の方への補助を行っています。

※負担段階については、年金収入金額・合計所得金額等により決定されます。詳細は、町ホームページまたは申請後に交付される介護保険負担限度額認定証でご確認ください。

※補助の対象でない方に負担いただく日額は、施設と利用者の契約により決められています。

問合せ 保険課 介護保険係 ☎21-2119